



- 災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があったことにより、サービスの遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 本サービスに使用する端末機器および通信媒体が正常に移動する環境については、契約者の負担および責任において確保するものとします。当社は本契約により端末機器が正常に移動することについて保証するものではありません。万一、端末機器が正常に移動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 当社が、申込書等に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合に、これらの書面につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 契約者は、一時的な利用停止等を申出る場合は、当社所定の方法により届出るものとします。この場合の本人確認は、申込書等に記載の名称、住所、電話番号、契約口座を届出の名称、住所、電話番号、契約口座と相当の注意をもって照合する方法によるものとします。なお、これらの書面につき偽造・変造・盗用または不正使用等があったことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 依頼受付サービスによる取引依頼時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキーと、届出のパスワード、ファイルアクセスキーの一致を確認して取扱いしました場合は、パスワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。また、取引通知サービスによる取引照会時に送信されるパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号と届出のパスワード、ファイルアクセスキー、口座番号の一致を確認して取扱いしました場合は、パスワード、ファイルアクセスキー等につき不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。暗証番号等の情報は、依頼人が厳格に管理するものとします。
- 依頼受付サービスにおいて、当社が依頼データの受信を確認できない場合、当社は取扱いを行いません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

#### 第14条 契約期間

本サービスの当初契約期間は本申込書の申込日から起算して1年間とし、契約期間満了日までに契約者または当社から解約の申し出がないかぎり、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとし、その後も同様とします。

#### 第15条 秘密保持

当社および契約者は、本サービスの契約の有効期間中および終了後に、本サービスにより知った業務上の秘密やデータを第三者に開示または漏洩することを禁止するものとします。

#### 第16条 事務処理の委託に関する取扱い

- 当社は本サービスの取扱いに関し、申込者および契約者（以下、「申込者等」といいます。）の情報を含む事務処理を当社以外の第三者に委託することができるものとします。
- 当社および当社が業務を委託する第三者は、保有する申込者等の情報を厳正に管理し申込者等のプライバシー保護のために十分に注意を払うとともに、申込者等の情報をその目的以外に使用しないものとします。

#### 第17条 定めのない事項

本規定に定めのない事項は、当社普通預金規定（法人）のほか当社の他の規定、規則など当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは、当社所定の方法により告知します。

#### 第18条 規定の変更

- 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第19条 準拠法および管轄裁判所

- 本規定の準拠法は日本法とします。
- 本規定に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

#### 【AnserDATAPORT に関する特約事項】

株式会社NTT データの提供する AnserDATAPORT（以下、「ADP」といいます。）に接続してビジネス伝送サービスを利用する場合には、ビジネス伝送サービス利用規定（以下、「利用規定」といいます。）に加え、AnserDATAPORT に関する特約事項（以下、「特約事項」といいます。）

について確認し、同意したものととして取扱います。なお、特約事項に定めのない内容については、利用規定の内容が適用されるものとします。

#### 第1条 依頼受付サービスにおける依頼内容の確定

契約者からの依頼データを当社が受信し、利用規定第6条第2項に定める本人確認の完了をもって、依頼内容が確定するものとします。また、あらかじめ照合データの利用を申込された場合、契約者は依頼データを送信後、取引内容（指定日、合計件数および合計金額、照合識別コード）の照合を行うためのデータ（以下、「照合データ」といいます。）を送信し、依頼データと照合データの合致の確認をもって当社が依頼内容を確定する取扱いとすることができます。

#### 第2条 依頼内容の取消・変更

あらかじめ照合データの利用を申込した契約者においては、照合データを送信する前であれば、依頼データの取消・変更が可能です。変更前の依頼データを取り消した後、変更後の依頼データを再度送信のうえ、照合データを送信することで、当社は依頼内容を変更します。照合データを利用しないことを申込されている場合は、利用規定第6条第11項の定めに従い、取消・変更を行ってください。

#### 第3条 依頼受付サービスのお取扱いができない場合

利用規定第6条第10項に定める依頼受付サービスのお取扱いができない場合に加え、次に該当したときは、本サービスのお取扱いできません。

- データ受信確認ができない場合
  - 照合データを利用することをあらかじめ申込された場合
    - 依頼データまたは照合データのうち、どちらか一方でも当社が受信を確認できなかったとき
  - 照合データを利用しないことをあらかじめ申込された場合
    - 依頼データの受信を確認できなかったとき
- データ不一致の場合
  - あらかじめ照合データ利用を申込した契約者において、当社が受信したデータの指定日、合計件数および合計金額等の情報と、照合データの指定日、合計件数、合計金額等の情報のいずれか一つでも不一致の場合、および照合識別コードがあらかじめ契約者から届けられたものと一致しないとき

#### 第4条 免責事項

- 利用規定第13条第8項に関し、以下の通り変更します。
  - 依頼受付サービスにおいて、依頼データまたは照合データのうちどちらか一方でも当社が受信を確認できない場合、または、あらかじめ照合データ利用を申込した契約者において、当社が受信した依頼データの、指定日、合計件数、合計金額等の情報と、照合データの指定日、合計件数、合計金額等の情報のいずれか一つでも不一致の場合、および照合識別コードがあらかじめ契約者から届けられたものと一致しない場合、当社は取扱いを行いません。また、このために取扱遅延、取扱不能等が発生しても、そのために生じた損害について当社は一切責任を負いません。

以 上

#### 【VALUX に関する特約事項】

株式会社NTT データの提供する VALUX に接続してビジネス伝送サービスを利用する場合には、ビジネス伝送サービス利用規定（以下、「利用規定」といいます。）に加え、VALUX に関する特約事項（以下、「特約事項」といいます。）について確認し、同意したものととして取扱います。なお、特約事項に定めのない内容については、利用規定の内容が適用されるものとします。

#### 第1条 依頼受付サービスにおける依頼内容の確定

契約者からの依頼データを当社が受信し、利用規定第6条第2項に定める本人確認の完了をもって、依頼内容が確定するものとします。

#### 第2条 依頼受付サービスのお取扱いができない場合

利用規定第6条第10項に定める依頼受付サービスのお取扱いができない場合に加え、次に該当したときは、本サービスのお取扱いできません。

- 依頼データを受信確認できなかったとき

以 上

（2024年2月12日改定）